

監査委員意見書

令和6年3月21日

広島県監査委員

目 次

定例監査等の結果

- 1 令和5年度定例監査等の結果 1

意 見

- 1 契約事務について 2
- 2 予算執行について 3
- 3 債権管理について 4
- 4 施設・設備の管理について 5

知事の要請による監査の結果

- 1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について 6

措置等の状況

- 1 監査結果に対する措置等の状況 7

- 資料1 令和5年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ） 8

- 資料2 監査結果に対する措置等の状況 10

定例監査等の結果

1 令和5年度定例監査等の結果

令和5年度は、県の機関98機関、財政的援助団体等42団体に対し、監査を実施した。

その結果、指摘事項49件、改善を求める事項13件、検討要請事項8件となっている。

区 分	監査実施機関(団体)数		監査結果			
		うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項	計
県 の 機 関	98	28	42	10	5	57
財政的援助団体等	42	7	7	3	3	13
合 計	140	35	49	13	8	70

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(資料1「令和5年度定例監査等の結果報告(年度のまとめ)」参照 8ページ)

意見

1 契約事務について

契約事務については、これまで定例監査や監査委員意見書などにおいて、適正な執行を求めてきたところであり、県では、各種研修や会計指導検査等を通じた周知・指導のほか、契約事務に係るマニュアルの充実、随意契約結果の県ホームページでの公表など、契約事務の適正な執行に向けた取組が強化されている。

こうした取組により、契約事務に係る指摘事項等について全体的に減少傾向が見られるなど、一定の成果が表れているものの、本年度の定例監査において、予定価格設定の基礎となる設計金額の算出に当たり積算根拠が明確でないものや、低入札価格調査制度を適用した契約に当たって、必要な手続を経ることなく業務が開始されていたものなど、不適正な事務処理が見受けられたところである。

契約の公正性、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、安定的かつ持続的な業務の履行を確保するため、各所属において契約事務の適正な執行が徹底され、全庁に定着するよう、内部統制推進体制を活用したリスク管理の徹底など、組織的な取組を継続して進めていただきたい。

2 予算執行について

本年度、観光誘客促進事業（全国旅行支援「やっば広島じゃ割」）において、交付決定した負担金の額を超過して事業が執行され、超過執行分を県が一般財源から支出することとなった事案が発生したところである。

所管部局において、原因の分析と再発防止策が整理されているが、定例監査においても、当該負担金の交付要綱の見直しなどを含めて、事務手続の改善に努めるよう求めたところである。

今後、再発防止の取組を着実に行うとともに、今回の事案を契機として、他の事業においても同様の事案が発生しないよう、リスクの評価と対応を行うなど実効性のある内部統制を実践し、適正な予算執行の徹底に向けて取り組んでいただきたい。

3 債権管理について

税外債権については、広島県債権管理会議における取組方針に基づき、債権の適正管理や債権管理の高度化・効率化に向けた取組が推進されている。

こうした中、本年度の定例監査において、一部の税外債権で、債務者に対する納付指導などの徴収事務が実施されていないものや、要綱で定められた徴収事務を行わず、消滅時効により不納欠損処分を行っているものがあるなど、本庁所管課との連携や情報共有が十分でない状況が見受けられた。

このため、改めて、各債権管理機関と本庁所管課等との連携や情報共有の徹底を図り、組織的な債権管理や滞納債権の発生防止に取り組んでいただきたい。

4 施設・設備の管理について

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、広島県公共施設等マネジメント方策に基づき、施設類型ごとの個別施設計画や取組方針を策定し、施設の長寿命化や維持管理コストの縮減、施設総量の最適化など、県有資産のマネジメントに取り組まれているところである。

こうした中、本年度の監査において、施設・設備の老朽化を課題としている機関等が多くあり、限られた予算の中で、県民サービスの提供や円滑な業務遂行に支障が生じないように、老朽化への対応など施設・設備の維持管理に苦慮している状況が見受けられた。

各施設の所管機関等において、予防保全による管理や修繕に取り組まれているところであるが、厳しい財政状況が続く中においても、県の施設・設備を安全かつ必要なサービス水準を保ちながら維持管理していくため、全庁的な視点で、維持すべき施設の選択などにより施設総量の最適化を図るとともに、大規模改修や更新等の実施内容、手法、時期等を調整するなど、県有資産のマネジメントに着実に取り組んでいただきたい。

知事の要請による監査の結果

1 広島高速道路公社等に対する監査の結果について

(1) 監査概要

ア 執行日

(ア) 土木建築局 令和5年8月28日

(イ) 広島高速道路公社（以下「公社」という。） 令和5年12月1日

※ いずれも定例監査等に合わせて実施。

イ 監査内容

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書等を踏まえて公社が策定した再発防止策の実施状況等の確認

(2) 監査結果

公社では、入札監視委員会による契約の審議や各種研修への職員の積極的な参加など、これまで進めてきた再発防止策をはじめ、経営会議の定期的な開催や監査室による監査の実施など、ガバナンスの確立と内部統制の推進が図られている。

また、公社の目指す将来像を描いた「広島高速道路公社グランドデザイン」において公社の意識改革に向けた取組の具体的な方向性を示し、主体性のある組織づくりや職員の人材育成が進められるなど、「公社改革の方向性」に掲げる取組が着実に実施されている。

一方、県においては、連絡調整会議を定期的を開催し、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等を広島市及び公社と議論し、必要な助言を行っている。

県には、設立団体として公社のガバナンスと事業推進を指導・監督する責務があり、引き続き、公社が自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、県の外部統制を有効に機能させ、広島市及び公社と連携して取組を進めていただきたい。

措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

定例監査及び重点行政監査において指摘等を行った事項については、措置等の状況を3年間確認することとしている。

本年度確認対象の指摘事項等66件のうち、「改善済み」又は「改善見込み」は64件(97.0%)、「改善に着手」は2件(3.0%)となっている。

<確認結果>

(単位：件)

区 分	確認対象件数			措置等の状況				
	3年度	4年度	5年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他
4年度 指摘・改善事項	—	—	64	(98.4%) 63	(1.6%) 1			
3年度 指摘・改善事項	—	71	1	(100.0%) 1				
2年度 指摘・改善事項	75	1	1		(100.0%) 1			
合計	—	—	66	(97.0%) 64	(3.0%) 2			

<改善が図られた主なもの>

- ・ 地域防災計画附属資料に掲げる防災関係資機材について実数量・規格を記載、水防資機材等の輸送計画の作成、老朽化した水防倉庫の修繕等の方針整理
- ・ フロン類使用機器の法定点検に係る適正な事務処理の徹底

<今後の取組状況の報告を求める主なもの>

- ・ 固定資産の正確性の確保に向けた実地調査の計画的な実施

(資料2「監査結果に対する措置等の状況」参照 10ページ)

令和5年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）

1 定例監査等の実施機関数

令和5年度監査基本計画に基づき県の機関98機関及び財政的援助団体等42団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果等の概要

(1) 機関別監査結果

監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項49件、改善を求める事項13件、検討要請事項8件である。

※（ ）内は令和4年度の件数

区 分		監査実施機関(団体)数		監査結果(件数)		
			うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	知事部局等	56 (46)	12 (17)	20 (27)	4 (10)	4 (6)
	教育委員会	35 (19)	16 (7)	22 (10)	6 (0)	1 (0)
	警察本部	7 (7)	0 (4)	0 (3)	0 (0)	0 (1)
	小 計	98 (72)	28 (28)	42 (40)	10 (10)	5 (7)
財政的援助団体等	出資等団体	15 (8)	4 (4)	4 (6)	1 (2)	3 (1)
	補助金交付団体	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	公の施設の指定管理者	27 (12)	3 (2)	3 (3)	2 (0)	0 (0)
	小 計	42 (20)	7 (6)	7 (9)	3 (2)	3 (1)
合 計		140 (92)	35 (34)	49 (49)	13 (12)	8 (8)

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

(2) 性質別監査結果

※（ ）内は令和4年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	9 (2)	4 (0)	0 (0)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	12 (7)	2 (4)	3 (1)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	12 (13)	2 (1)	2 (2)
	工事(工事や補償に係る事務など)	4 (11)	0 (2)	0 (4)
	その他(県機関における事務処理体制など)	5 (7)	2 (3)	0 (0)
小 計		42 (40)	10 (10)	5 (7)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0 (1)	1 (1)	1 (1)
	会計処理全般に係るもの	0 (2)	0 (0)	1 (0)
	資産・負債関係に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	4 (3)	0 (1)	1 (0)
	補助金等に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	公の施設管理等に係るもの	3 (3)	2 (0)	0 (0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小 計		7 (9)	3 (2)	3 (1)
合 計		49 (49)	13 (12)	8 (8)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※ 指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 使用許可に係る事務処理について、徴収すべき使用料の額を誤っていたもの（商工労働局）
- 行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していたもの（商工労働局、県立黒瀬高等学校、県立廿日市特別支援学校）
- 定時制課程の授業料の徴収事務について、広島県立高等学校授業料徴収事務取扱要綱に定められた徴収事務を行わず、消滅時効により不納欠損処分を行っていたもの（県立三次高等学校）
- 委託契約において、予定価格が広島県契約規則で定めた随意契約によることができる上限額を超えていたにもかかわらず、随意契約していたもの（農業技術センター）
- 委託契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして随意契約を行っているが、4者による見積り合わせを実施していることから、性質又は目的が競争入札に適しないとの理由には合理性がなく、競争入札の方法により契約すべきであったもの（北部建設事務所）
- 低入札価格調査制度を適用した一般競争入札において、低価格入札者を落札者として決定し、契約を締結する場合、契約金額の100分の30以上の契約保証金を契約の締結と同時に納付させる必要があるが、納付させないまま契約を締結していたもの（県立三次高等学校）
- 借受財産について、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの（東部こども家庭センター、県立西条農業高等学校、県立黒瀬特別支援学校）
- 工事請負契約において、参考見積書の見積総額を根拠として設計金額を設定しているが、仕様書及び設計書を作成していなかったもの（環境県民局）

イ 改善を求める事項

- 通信制課程修学奨励金貸付金について、長期未納の解消に努めるとともに、各学校の債権管理の状況や徴収促進に向けた取組を適切に把握して、状況を踏まえた指導、助言を行うなど、各学校と連携を密にして徴収促進に取り組むことを求めたもの（県立広島国泰寺高等学校、県立東高等学校、教育委員会）
- 観光誘客促進事業（全国旅行支援「やっば広島じゃ割」）において、交付決定した金額を超過して事業が執行され、超過執行分を県が一般財源から支出することとなったため、「観光振興共同事業負担金交付要綱」の見直しなども含めて、事務手続の改善を求めたもの（商工労働局）
- 委託契約において、設計金額の算出に当たり複数徴取した参考見積の最低額から理由や根拠が明確でない減額を行い、予定価格が随意契約によることができる場合の範囲内であるとして随意契約していたことから、設計金額の積算に当たっては理由や根拠を明確にするとともに、適切な契約方法を選定することを求めたもの（県立広島高等技術専門校）

ウ 検討要請事項

- 委託契約において、一者随意契約の理由が正しく記載されておらず、非代替性について客観的かつ具体的な事実に基づく検証の記載がなかったことから、業者選定の合理的な理由を客観的かつ具体的に記載することを要請したもの（健康福祉局）
- 委託契約において、参考見積書を徴取して設計書としているが、経費内訳の内容が明らかでなく、また理由の不明瞭な減額調整が計上されているなど設計金額の積算根拠が明確でなかったことから、設計金額の具体的な積算方法を執行伺いに記載するなど、業務の適切な執行を要請したもの（商工労働局）

(2) 財政的援助団体等

- 利用許可に関する事務処理において、県の条例や規則の規定と異なる取扱いが見受けられたことから、施設の利用目的や利用者の利便性を踏まえ、規定と実際の事務処理が整合するよう、所管課と協議することを求めたもの（RCCホールマネジメントグループ：改善を求める事項）
- 指定管理施設の修繕業務について、発注・契約決裁書等による意思決定を経ることなく発注し、支払事務が行われていたものや、発注・契約決裁書が重複して作成されていたものが見受けられたことから、業務体制を踏まえた事務処理方法やチェック体制の見直しなど、内部統制が有効に機能するよう、組織的な取組の検討を要請したもの（（社福）広島県福祉事業団：検討要請事項）

※ ●は監査委員意見書に関連している事項

監査結果に対する措置等の状況

1 監査結果に対する措置等の状況

○ 令和2年度から令和4年度における総括

監査結果のフォローアップとして、令和4年度監査結果に対する執行機関の措置状況（地方自治法第199条第14項）、令和2年度及び令和3年度の監査結果のうち未改善事項に対する取組状況を確認したところ、次表のとおりであった。

今年度、確認対象となった件数は、合計66件であり、このうち「改善済み」又は「改善見込み」は64件（97.0%、昨年度は90.9%、一昨年度は88.6%）となっている。

なお、改善が不十分と思われるものについては、引き続き、その後の取組状況の報告を求めるほか、必要に応じて改めて指摘を行うなど、改善に向けた取組が推進されるよう努める。

（単位：件）

区分			確認対象件数			措置等の状況				
			3年度	4年度	5年度	改善済み 改善見込み	改善に 着手	検討に 着手	取り組ん でいない	その他※
4 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査 等	県機関	—	—	50	49	1			
		出資法人等	—	—	11	11				
		小計	—	—	61	60	1			
	重点行政監査 (災害対策資機材等)	—	—	3	3					
	計	—	—	64	(98.4%) 63	(1.6%) 1				
3 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査 等	県機関	—	67	0					
		出資法人等	—	4	1	1				
	計	—	71	1	(100.0%) 1					
2 年度 指摘 ・ 改善	定 例 監 査 等	県機関	58	1	1		1			
		出資法人等	17	0	0					
	計	75	1	1		(100.0%) 1				
合計					66	(97.0%) 64	(3.0%) 2			

※執行機関の考えや見解が妥当又はやむを得ないと認められるもの。

【参考：各年度指摘分の改善状況（令和5年度現在）】

年度	確認対象件数	改善済み・見込み	改善率
令和4年度	64件	63件	98.4%
令和3年度	71件	71件	100.0%
令和2年度	75件	74件	98.7%

2 改善が図られた主な事項

(1) 委託契約の適正化について（令和4年度定例監査）

- ア 客観的かつ合理的な理由なく随意契約を行っていたものについて、公募型プロポーザルにより受託者を決定することとされた。（農林水産局）
- イ 消防用設備保守点検業務の委託契約において、点検を要する消防用設備を記載した特記仕様書の種類や数量が実際と相違しているものについて、仕様書の変更及び変更契約並びに現行設備の確認等が行われた。（土木建築局、警察本部）

(2) 財産管理等の適正化について（令和4年度定例監査）

- ア 財産の貸付料の徴収において、収入手続が遅延していたものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（健康福祉局）
- イ 備品や借受物品において、備品出納簿の記録が行われていなかったものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（環境県民局、農林水産局、議会事務局）

(3) フロン類の法定点検について（令和4年度定例監査）

- ア フロン類の使用機器において、法令に基づく簡易点検が行われていなかったものについて、適正な事務処理の徹底が図られた。（健康福祉局、商工労働局、教育委員会事務局）

(4) 行政文書の適正管理等について（令和4年度定例監査）

- ア 起案文書の作成において、文書管理システムによらずに決裁していたものについて、広島県文書等管理規程等に基づき文書管理システムを使用し、事務の効率化・高度化が図られた。（農林水産局、土木建築局）

(5) 災害対策資機材等の調達及び管理状況について（令和4年度重点行政監査）

- ア 地域防災計画附属資料に掲げる防災関係資機材について、棚卸確認後に整理した実数量・規格を記載することとされた。（危機管理監）
- イ 水防計画で定める、水防資機材、作業員その他の輸送を確保するための管内水防管理団体の輸送経路図を含めた輸送計画が作成された。また、老朽化し破損した水防倉庫について、撤去又は修繕の方針が整理された。（土木建築局）

3 今後の取組状況の報告を求める主な事項

固定資産の実地調査について（令和4年度定例監査）

- ア 貸借対照表等財務諸表に適正に決算数値を反映させるため、計画に沿った実地調査を着実に継続的に行い、固定資産の正確性の確保に努める必要がある。（県立広島病院）